

入札説明書

広島県警察本部

(被留置者用弁当)

広島県警察本部公告第179号（令和8年7月29日付け）で公告した一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 調達物品及び予定数量
被留置者用弁当（予定数量は別紙1「仕様書」のとおり）
- (2) 調達物品の特質等
別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
別紙1「仕様書」のとおり
- (5) 入札方法
各区分の単価にそれぞれの予定数量を乗じて算出した額の総合計金額で入札に付する（契約は単価契約とする。）。
なお、入札書は別紙2「入札書」を使用すること。
- (6) 入札書の記載方法及び記載例
 - ア 記載方法
消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた区分ごとの1食当たりの単価（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）にそれぞれの予定数量を乗じて算出した額の総合計金額を入札書に記載すること。
なお、入札者は、物品の納入に要する経費等の一切の諸経費を含めた金額を入札書に記載すること。
入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額の訂正はできないものとする。
 - イ 記載例
別紙3のとおり
- (7) 入札条件及び禁止事項
入札書の裏面に記載のとおり
- (8) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒730-8507
広島市中区基町9番42号
広島県警察本部総務部会計課用度第二係
電話（082）228-0110（内線2215）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「16A食料品」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 仕様書に示された要件を全て満たしている物品を納入することができる者であること。

3 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- (1) 入札参加希望者は別紙4「申請書」及び別紙5「誓約書」を提出期限内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- (4) 申請書の提出は、持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、期限までに必着することとする。
 - ア 提出先
上記1(8)の場所
 - イ 提出期限

- 令和8年8月19日（水） 午後5時
ウ 入札参加資格の確認結果の通知
令和8年8月24日（月）までに通知する。

4 仕様書等について

- (1) 仕様書は別途交付する。
(2) 仕様書等に対する質問がある場合は、別紙6「仕様書等に対する質問書」を提出すること。
ア 提出先
上記1(8)の場所
イ 提出期限
令和8年8月24日（月） 午後5時
ウ 質問の回答
令和8年8月27日（木）までに回答する。

5 入札参加条件

- (1) 上記2の資格を有する者であること。
(2) 申請書を提出期限内に提出し、本件入札参加の確認を受けた者であること。

6 入札手続等

- (1) 入札書の提出期限、提出先及び提出方法
ア 提出期限
令和8年8月31日（月） 午後5時
イ 提出先
上記1(8)の場所
ウ 入札書の提出方法
封筒に入札件名及び入札日時を記載し、持参又は郵送等により提出すること。郵送等による場合は、上記アの期限までに必着することとする。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し提出しなければならない。
(2) 開札の日時及び場所
ア 日時
令和8年9月1日（火） 午後2時
イ 場所
広島市中区基町9番42号
広島県庁舎東館17階小会議室

7 入札参加者の義務

- 入札参加者は、入札説明書及び別紙3「記載例」を熟読の上、入札しなければならない。
この場合において、入札説明書及び別紙3「記載例」についての不知又は不明を理由として、入札書提出後に異議を申し立てることはできない。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
免除
(3) 契約書作成の要否
要
(4) 電子契約の可否
不可
契約条項については別紙7「契約書（案）」のとおり
(5) 再度入札
再度入札5回までとする。（トータル6回まで）
再度入札は後日実施するため、別途指示する。
(6) 入札の無効
広島県警察本部公告第179号に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第21条各号に該当する入札は無効とする。

再度入札の執行において、前回有効な入札の最低入札価格を告げるので、当該最低入札価格未満の額で入札を行うこと。当該最低入札価格以上の入札があった場合、その入札は無効となる。

(7) 落札者の決定方法

広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者と決定する最低価格落札方式とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(8) 入札の辞退

ア 入札執行前の入札辞退

別紙8「入札辞退届」を直接持参又は入札の前日までに到達するものに限り郵送等により提出するものとする。

イ 入札執行中における入札辞退

入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。

9 問合せ先

〒730-8507

広島市中区基町9番42号

広島県警察本部総務部会計課用度第二係（広島県庁舎東館15階）

電話（082）228-0110（内線2215）メールアドレス psoyoudo@pref.hiroshima.lg.jp